

平成31年3月議会

保健病院委員会資料

- 1 平成31年度暫定予算（案）・・・・・・・・・・ P 1
- 2 条例議案・・・・・・・・・・ P 2
- 3 平成30年度3月補正予算（案）・・・・・・・・ P 6

子ども家庭局

平成31年度暫定予算総括表

子ども家庭局

【一般会計】

(1) 歳入

(単位：千円、%)

区 分			平成31年度 (暫定)(a)	平成30年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
款	項	目 名称				
16	1	2 子ども家庭費負担金	874,284	3,426,139	▲2,551,855	▲74.5
17	1	3 子ども家庭使用料	157,669	641,638	▲483,969	▲75.4
	2	3 子ども家庭手数料	3	12	▲9	▲75.0
18	1	2 子ども家庭費国庫負担金	6,483,939	21,890,718	▲15,406,779	▲70.4
	2	3 子ども家庭費国庫補助金	560,362	3,092,313	▲2,531,951	▲81.9
19	1	3 子ども家庭費県負担金	1,893,041	6,602,629	▲4,709,588	▲71.3
	2	3 子ども家庭費県補助金	483,777	2,160,243	▲1,676,466	▲77.6
	3	3 子ども家庭費委託金	10	1,604	▲1,594	▲99.4
20	1	1 財産貸付収入	4,838	15,730	▲10,892	▲69.2
22	1	3 母子父子寡婦福祉資金特別会計繰入金	10	41,615	▲41,605	▲100.0
	1	4 市民太陽光発電所特別会計繰入金	500	0	500	-
24	1	1 延滞金	250	1,000	▲750	▲75.0
	3	3 子ども家庭費貸付金元利収入	9	9	0	0.0
	6	4 雑入	39,266	270,844	▲231,578	▲85.5
25	1	3 子ども家庭債	98,000	605,400	▲507,400	▲83.8
合 計			10,595,958	38,749,894	▲28,153,936	▲72.7

(2) 歳出

(単位：千円、%)

区 分			平成31年度 (暫定)(a)	平成30年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
款	項	目 名称				
4	1	1 職員費	1,540,156	4,811,356	▲3,271,200	▲68.0
	2	1 子ども家庭総務費	1,573,483	7,326,056	▲5,752,573	▲78.5
		2 子ども家庭支援費	14,048,776	48,875,207	▲34,826,431	▲71.3
		3 母子保健医療費	1,259,974	5,296,908	▲4,036,934	▲76.2
		4 青少年費	153,019	506,329	▲353,310	▲69.8
	3	1 繰出金	2,974	22,923	▲19,949	▲87.0
合 計			18,578,382	66,838,779	▲48,260,397	▲72.2

【特別会計】

(単位：千円、%)

名 称	平成31年度 (暫定)(a)	平成30年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
母子父子寡婦福祉資金	222,900	486,900	▲264,000	▲54.2

【予算額総計】

(単位：千円、%)

名 称	平成31年度 (暫定)(a)	平成30年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
子ども家庭局 総計	18,801,282	67,325,679	▲48,524,397	▲72.1

【議案第35号】

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正理由・改正の目的

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を定めるに当たっては、児童福祉施設に配置する従業員やその員数、児童福祉施設に係る居室の床面積等について、児童福祉施設の設備及び運営の基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）に従い定めるものとされており、基準省令の改正に伴い、条例の改正を行うもの。

また、あわせて児童福祉法等の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項等について規定の整備を行うもの。

2 改正内容

(1) 基準省令改正（専門職大学等）関係

ア 心理療法担当職員等の資格要件について、短期大学の卒業生が含まれないことを明確にする。

（第29条、第38条、第59条、第61条関係）

イ 母子支援員、児童厚生施設の職員、児童養護施設の児童指導員の資格要件について、専門職大学の前期課程を修了した者を加える。（第40条、第55条、第61条関係）

ウ 児童厚生施設の職員及び児童養護施設の児童指導員の資格要件について、教諭の免許状を有する者に関する記述を明確化する。（第55条、第61条関係）

エ 児童養護施設の児童指導員の資格要件について、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。

（第61条関係）

(2) 規定の整備関係

ア 「児童等」に関して児童福祉法から引用する条項を改める。（第12条関係）

なお、この改正に伴い、条例の規定を準用する北九州市幼保連携型認定こども園の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）第15条を一部改正条例の付則で改正する。

イ 福岡県暴力団排除条例の一部改正に伴い、「勧告」に関して同条例から引用する条項を改める。

ウ 「病院」及び「診療所」について、指し示す条名を改める。（第22条関係）

エ 基準省令の一部改正に伴い、「家庭支援専門相談員」等の資格に関して児童福祉法から引用する条項を改める。（第29条、第59条、第69条関係）

うち、第29条において、「大学」に関して規定の整備を行う。

オ 基準省令の一部改正に伴い、児童福祉施設の職員を養成する学校の指定者を都道府県知事に改める。（第40条、第55条、第61条関係）

カ 基準省令の一部改正に伴い、児童厚生施設の職員及び児童養護施設の児童指導員の資格要件について、義務教育学校の教諭の免許状を有する者を加える。（第55条、第61条関係）

3 施行期日

平成31年4月1日（基準省令の改正の施行日と同日）。ただし、2（2）については、公布の日

改正に係る児童福祉施設一覧

名 称		条 例	内 容	担当課
助産施設	市立医療センター	23 条	・ 児童福祉法等の一部改正に伴う規定の整備	子育て支援課
	独立行政法人 地域医療機能推進機構九州病院			
	健和会大手町病院			
乳児院	北九州乳児院	27～36 条	・ 心理療法担当職員の資格要件について短期大学の卒業生が含まれないことを明確化	子育て支援課
母子生活 支援施設	小倉母子寮	37～45 条	・ 心理療法担当職員の資格要件について短期大学の卒業生が含まれないことを明確化 ・ 母子支援員の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を追加	子育て支援課
	八幡母子寮			
児童厚生 施設	子育てふれあい交流プラザ	54～57 条	・ 職員の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を追加 ・ 職員の資格要件に「教諭の免許状を有する者」を明確化	総務企画課
	子どもの館			保育課
	第一緑地保育センター			
	第二緑地保育センター			
	児童館			
児童養護 施設	門司ヶ関学園	58～67 条	・ 心理療法担当職員及び児童指導員の資格要件について短期大学の卒業生が含まれないことを明確化 ・ 児童指導員の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を追加 ・ 児童指導員の資格要件に「教諭の免許状を有する者」を明確化 ・ 児童指導員の資格要件に幼稚園教諭の免許状を有する者を追加	子育て支援課
	天使育児園			
	双葉学園			
	双葉学園 みのり			
	若松児童ホーム			
	暁の鐘学園			
	聖小崎ホーム			
児童家庭支援センター		68～70 条	・ 児童福祉法等の一部改正に伴う規定の整備	子育て支援課

【議案第36号】

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正 について

1 改正理由

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

放課後児童支援員の資格要件（条例第11条関係）について、条例第3号第5項に「専門職大学の前期課程を修了した者」を加える。【資格要件の追加】

新	旧
第11条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u> (6)～(10) (略) 4～6 略	第11条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)～(10) (略) 4～6 略

3 施行期日

平成31年4月1日

【参考】本市の放課後児童支援員の状況 (平成30年4月1日現在)

平成30年度	指導員数	放課後児童支援員	補助員
	1,674人	1,068人	606人

【議案第37号】

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (直営保育所の廃止)

1 改正理由

「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（計画期間：平成27～31年度）においては、市の直営保育所について、保育所運営の効率化と機能の集約を図るため、老朽化した施設の建替え等にあわせて計画期間内に6施設の再編（民営化等による廃止）を行うこととしている。

このうち平成30年10月に保育所の運営法人が決定し、民間社会福祉法人による保育サービス提供の目途が立った「穴生保育所」について廃止を行うため、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

別表第1（第3条関係）から下記の保育所を削る。

名 称	位 置
北九州市立穴生保育所	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目3番21号

3 施行期日

平成31年4月1日

(理 由)

平成31年4月1日付で保育所の建物を民間法人に譲渡し、保育所の運営を引き継ぐため。

4 施設の概要

施設名称：北九州市立穴生保育所

所在地：北九州市八幡西区鷹の巣一丁目3番21号

定 員：90名

延床面積：543.28㎡

構 造：RC造2階建

建築年月：昭和54年（築39年経過）

平成30年度 3月補正予算総括表

子ども家庭局

○一般会計

【歳出補正】

(金額単位：千円)

款項目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
4・2・1	子ども家庭総務費	7,326,056	9,750	7,335,806
	保育所等におけるICT化推進事業 【概要】 保育士の負担軽減を図るため、業務のICT化に必要なシステムの導入経費の一部を補助する。	0	9,750	9,750
4・2・2	子ども家庭支援費	48,875,207	143,434	49,018,641
	ひとり親家庭職業訓練促進資金貸付金交付事業 【概要】 ひとり親家庭の自立促進を図るため、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金等の貸し付けを行う。	4,990	59,937	64,927
	潜在保育士の保育所再就職・復帰支援貸付金交付事業 【概要】 潜在保育士が、保育所に勤務する場合、就職準備金等の貸付けを行い、保育士の確保を図る。	2,554	81,805	84,359
	民間保育所ブロック塀改修事業 【概要】 地震による倒壊等の未然防止のため、民間保育所のブロック塀の整備に要する経費の一部を補助する。	0	1,692	1,692
4・2・4	青少年費	516,329	68,700	585,029
	新科学館整備事業 【概要】 新科学館の立地箇所について、スペースワールド跡地を最有力候補としたことから、事業進捗を図るため、基本設計等に要する経費を計上するもの。	0	68,700	68,700

【歳入補正】

(金額単位：千円)

款項目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
18・2・3	子ども家庭費国庫補助金	3,092,313	149,370	3,241,683
	子ども家庭費補助金			
	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 59,937			
	保育所等整備交付金 1,128	0	149,370	149,370
	保育対策総合支援事業費補助金 6,500			
	保育対策総合支援事業費補助金 81,805			

【繰越明許費】

(金額単位：千円)

款項目	事業名	金額	繰越理由
4・2・2 子ども家庭 支援費	認定こども園整備事業	262,951	関係者との調整等に日時を要したため
	保育所整備推進事業	184,062	関係者との調整等に日時を要したため
	公立保育所改修事業	7,029	関連工事に日時を要したため
	児童館耐震改修事業	93,000	関係者との調整等に日時を要したため
小計		547,042	
4・2・4 青少年費	青少年施設管理運営事業（公共施設）	8,000	適正な工期を確保できないため
	新科学館整備事業	68,700	適正な工期を確保できないため
小計		76,700	
14・2・1 児童福祉施設 災害復旧費	保育所用地法面復旧事業	11,232	実施設計等に日時を要したため
小計		11,232	
合計		634,974	